

公益信託の受託者の範囲に関する意見書

2017年（平成29年）2月17日

日本弁護士連合会

平成18年改正信託法施行後10年を経て、現在、法制審議会信託法部会（以下「部会」という。）が再開し、公益信託法の改正が議論されている。部会では、公益信託の受託者の担い手の拡大が論点として議論されているところ、同論点にかかる公益信託法及び信託業法に関する当連合会の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 公益信託の受託者は、公益信託の受託者となりうる資質及び能力を有する自然人に拡大すべきである。その際、少なくとも受託者たりうる自然人として弁護士に拡大する方向で検討すべきである。
- 2 公益信託の受託者を弁護士に拡大する際には、信託業法に抵触しないことが明確になるように規律すべきである。

第2 意見の理由

1 受託者の範囲を自然人に拡大する必要性

公益信託は、公益法人と異なり、法人設立や事務所や人的組織を新たに設けなくとも、助成等の方法により民間の資金を公益目的に活用できるという、軽量軽装備であることがその特徴である。

これに対して、現行の実務においては、公益信託の担い手はそのほとんどが信託銀行となっており、そのため株式会社たる信託銀行の採算に合う資産規模でなければ新たに公益信託を設定するのが難しい状況にあり、このことも公益信託の活用が不十分となっている要因の一つである。

この点、部会において、法改正を経て、軽量軽装備であるという公益信託の特徴をより生かして、公益信託において、民間の資金を公益目的に積極的に活用し、より利用しやすいため制度とすることが議論されているが、そのためには、(信託銀行が受託しない)より小規模な資産においても円滑に公益信託を活用できる制度とすべきである。

この点に関して、受託者を法人に限定するとの議論もあるが、公益信託の適切な管理運営をなしうる能力を有するもので社会的な信用を有し、かつ、知識

及び経験が豊富である限り、自然人を受託者から特に排除する積極的理由はなく、むしろ、能力ある自然人を受託者として許容することで多種多様な公益信託の担い手を確保することが期待できる。なお、自然人たる受託者が死亡した場合でも、受託者の死亡は信託の終了事由ではないから、信託そのものが継続することはもとより、受託者の死亡に備えて信託設定時にあらかじめ第二受託者、第三受託者等を指定しておく方法や、信託法第62条第1項、第4項により受託者死亡後に裁判所に申し立てて新受託者の選任を受ける方法によって対応が可能である。また、公益信託の普及のためには、現在の運用のような10年以上の長期間の公益信託に限定されるべきでなく、短期間の公益信託も想定すべきであり、特にこの場合は、受託者となるのに法人でなく自然人であっても問題は少ない。

そのため、公益信託において、法人を用いずとも自然人が公益信託の受託者となる必要性が十分認められる。

よって、当連合会としては、今般の公益信託法改正の検討に当たり、公益信託の受託者の担い手を自然人に拡大すべきと考える。

2 公益信託の財産管理業務との側面から

公益信託の受託者は、委託者から資産を受託することから、信託法上、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等の義務を負っている。

特に委託者から資産を預かることから、受託者は信託財産を適正に管理する必要があり、また信託財産について濫用の防止が図られ、もって、公益信託の制度の信頼性が確保されなければならない。

そして、既に、信託制度以外でも信託財産の受託に近接する財産管理業務が存在しており、かかる財産管理業務の経験のある専門職であれば、その資質・能力が確保されうることはもとより、適正な信託事務の執行が確保されるところであるから、自然人であっても受託者となりうると思う。

この点、もとより、弁護士は、依頼を受けた法律業務を処理するに当たり、依頼者のために金銭その他の財産を預かったり、依頼者のために預かった金銭その他の財産を管理・処分することがあるし、成年後見人や遺言執行者等の後見かつ福祉的な財産管理業務を行っているほか、破産管財人や相続財産管理人等に選任され財産管理業務を日常的に行っており、こうした弁護士業務としての財産の管理処分は、その実質において信託たる性質も有しているところである（2006年11月20日付け当連合会意見書「法律業務に伴う弁護士による信託の引き受けを信託業法の適用除外とする法整備案について」参照。）。

さらに、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており（弁護士法第1条第1項）、受任した個別の事件だけではなく、高齢者や子どもの権利擁護、各種差別の防止・根絶等の公益活動にも幅広く従事している。こうした弁護士業務の公益性や、成年後見人業務等における後見的かつ福祉的側面は、公益目的を達成するために財産の運用を委託する公益信託とは親和性が高い。

また、当連合会及び弁護士会は、研修の機会を提供し、継続研修の受講を義務付ける等を通じて弁護士に日々の研鑽を促しているところであり、公益信託法の改正法が施行された後も、こうした研修などを通じて、受託者となる弁護士の資質・能力を確保し、もって信託財産を適切に管理しうる能力を有する受託者たる弁護士の供給源となることを見込まれる。

こうした点からは、弁護士は公益信託の受託者となりうる資質や能力を有するものとする。

当連合会としては、受託者を法人に限定する必然性はなく、公益信託の受託者となりうる資質や能力を有する限り、他の専門職を含め広く自然人においても、公益信託の受託者となりうる制度とするのが望ましいと考えるところであるが、少なくとも、今般の公益信託法の改正においては、財産管理業務の経験豊富な専門職たる弁護士が受託者となりうる制度とすべきである（なお、その際、併せて受託者が信託会社または信託銀行以外の法人にも拡大されることを前提に、弁護士法人も受託者となりうる制度とすべきであることも、当然である。）。

なお、それは、公益信託法における条文に規定することが望ましいが、既存の他の制度の政令等を参考にして、政令に規定することも考えられる。

3 今後の拡大する公益信託のニーズの観点から

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するとの観点から多様な公益に関する業務を行っている。つまり弁護士が行う人権擁護活動等には、高齢者の権利擁護（高齢者の福祉の増進）や子どもの権利擁護、人種性別その他の事由による不当な差別の防止・根絶、男女共同参画社会の形成など公益にかかわる多種多様の活動がある。弁護士が、かかる活動を進める上で、民間資金を活用して市民の権利・利益を救済することによって、公益信託が達成しようとする公益目的の達成が見込まれる分野は多く存在する。公益信託法が改正され、受託者の担い手に自然人、特に弁護士がなることによって、公益目的達成の手段が拡大し、新たに法人を立ち上げずとも、小規模でも一定の資金があれば公

益目的を達成しうる活動ができることになるし、もとより、現在は潜在しているニーズを掘り起こすことも十分可能となる。

具体例としては、人権擁護活動支援事業、虐待などで親等からの支援を受けられない子どもへの支援事業、親を亡くした遺児の生活費や奨学金等の支援事業、生活保護受給世帯の高等教育分の学費援助事業、子ども食堂、性犯罪被害者の支援事業（ワンストップセンターの設置・運営等）、DV被害者支援事業、シングルマザー支援事業、養育費の立替事業、面会交流支援事業、離婚等を考えている人への心理的支援事業、高齢者や障がい者の支援事業、災害活動支援事業、空家対策事業への支援事業、地域共生の家のような街づくり支援事業、地域公共施設の保護事業、建造物等の保存事業、更生保護活動支援、DV加害者・ストーカー加害者を更生させるための教育事業、各種管理人等に選任された場合の無報酬案件の補助事業等が考えられる。

こうした観点から、弁護士は、公益信託法改正後は、信託管理人等ほかの立場において公益信託に関与することは当然ながら、これに留まらず、受託者の立場においても積極的に関わり、公益信託法の実務の運用を通じて、小規模であっても民間資金を活用し、公益目的を果たす役割を担うものである。

4 信託業法に対する法的手当の必要性

公益信託の受託者を自然人、特に専門家たる弁護士に拡大する場合には、自然人たる受託者が適正な報酬を得て、反復継続できること、すなわち現在の業法に抵触しない建て付けとすることが前提である。

現行法では、信託法上は、第7条（受託者の資格）以外には受託者の資格に関する制限がなく（なお、受託者の任務の終了事由は第56条）、現行公益信託法においても、実体法上個人も受託者となることは可能である。しかしながら、現行法の実務においては、「公益信託の引受け許可審査基準等」を踏まえ、税法上優遇措置の規律とも相まって、受託者を信託銀行（又は信託会社）としなければ、主務官庁の許可を得るのは容易ではない。また、受託者として、信託の引受けを行う営業を行う場合、信託業法第2条により信託業として信託業法の適用対象となる可能性があり、自然人は受託者となることができない状況にある（同法第5条第2項）。

信託業法第2条は「営業」と規定しているのに対し、商法第4条は「業」としているところ、商法上、弁護士や医師などについては営利目的が認められず、営業性が認められないと解するのが通説であり、また判例上、信用協同組合や信用金庫に関し業務の範囲は次第に拡大されてきているものの、なお営利を目

的とするものではないというべきとされており、このことは弁護士についても同様と考えられる。また、弁護士法第3条により弁護士は広く法律事務全般を職務とすることとされているが、条文上は、弁護士が信託業法の適用対象外となるかが不明確となっており、弁護士による受託者としての信託引受に関し萎縮的な効果を発生させている。

そもそも、公益信託は、それ自体が公益的なものであって、営利を目的とした信託業とは全く異なる性質を有する。

また、現在、部会においては、公益信託のガバナンスの論点において、信託管理人を必置とし、主務官庁制の廃止に伴い第三者機関が受託者を監督することが議論されているところであって、これらの機関による受託者に対する監督がなされるのであるから、信託業法の適用がなくても、公益信託に対する十分な監督がなされる。

公益信託の受託者の担い手の範囲の拡大を実効性あるものとし、もって、民間の資金を積極的に公益信託によって活用するには、こうした公益信託の特殊性に鑑み、少なくとも、現在の信託業法と抵触せずに、受託者として適正な報酬を得て、反復継続して業務できる制度とする必要がある。そのためには、公益信託法の改正に際して、信託業法ないしその施行令の改正か、別途の法律制定（公益信託法に書くことも含む。）等の法的手当をして、公益信託の受託者を弁護士に拡大する場合においても、信託業法に抵触しないことが明確になるように規律すべきである。

以 上